

### 3 静岡県高等学校等教育奨学金

◎「静岡県高等学校等教育奨学金」とは

経済的理由によって修学が困難と認められる高校生を対象に、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。成績が要件となる「教育資金」と収入条件がある「奨学金」の2種類があります。

**生徒本人への「貸付」なので、生徒本人が返済しなければなりません。**

◎貸付月額・時期

自宅から通学	自宅外から通学	貸付利息	貸付期間	貸付時期 ※3	
18,000 円	23,000 円	無利息 ※1	1年 ※2	4～6月分	6月
				7、8月分	8月
				9、10月分	10月
				11、12月分	12月
				1～3月分	2月

※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年10.75%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(全日制3年、定時制・通信制4年)まで借りることができます。

※3 予約採用者は4月分を4月に貸付けます。

貸 与 条 件	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が静岡県内に在住している <input checked="" type="checkbox"/> 次のA・Bいずれかに該当する	
	A 教育資金	B 奨学金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在学</li> <li>・ 1年生は中学3年の成績の評定平均値が3.5以上、2年生以上は前学年までの成績の評定平均値が3.0以上</li> <li>・ 主たる家計維持者の収入が基準額未満(4人世帯の目安：807万円程度未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学</li> <li>・ 生活保護世帯、保護者の市町村民税の所得割額が非課税世帯又は世帯収入が基準額以下(4人世帯の目安：425万円程度未満)</li> </ul>
	<p>※ 上記の収入基準額はあくまで目安であり、居住地・家族構成等により異なります。</p> <p>※ 収入額には児童扶養手当、年金、失業給付金等も含まれます。</p> <p>※ 静岡県高等学校等教育奨学金と併せて借受け・受給できない他の奨学金があります。</p> <p>※ 連帯保証人が2名必要です。</p>	

## 《返済のイメージ》



※ 返済方法は、毎月（27日）、半年に1回（7月27日・1月27日）、年に1回（1月27日）から選択

生徒本人への**貸付**なので、生徒本人が**返済**しなければなりません。  
返済されたお金は、後輩の奨学金として使われるしくみになっています。  
後輩のためにも期限を守って返済することが大切です！  
納入期限を過ぎると、延滞日数に応じて年10.75%の延滞利息が課されます。



### ◎申請について

申請の受付は毎年4月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、「募集のしおり」を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

4月以降も、家計の事情により奨学金の貸付が必要となった場合は、随時申請を受け付けます。